

住基ネット全員参加は憲法違反 金沢地裁で画期的な判決！

全国で市民が提訴している住基ネットの差し止めを求める裁判の最初の判決が5月30日金沢地裁であり、住基ネットは憲法13条違反とする画期的判決がされました。

判決では、とくに住基ネットによる「住民票コード」が、行政などが持つ膨大な個人情報をも寄せるマスターキーとして使われ、住民個人が行政機関の前で丸裸状態になり、個人の人格的自律が脅かされることは容易に推測でき、「住基ネットは住民に相当深刻なプライバシーの権利の侵害をもたらす」と指摘しました。

そして住基ネットからの離脱を求めている者にも住基ネットを適用する住基法の条文は憲法13条違反と結論づけ、送信の中止と磁気ディスクからの削除を、石川県と地方自治情報センターに命じました。

翌日、別の差し止め訴訟に対して名古屋地裁は、住基ネットは合憲とする反対の判決を出しましたが、審理を一方向的に打ち切り最終準備書の提出や陳述の機会も与えずに判決を強行したものであり、検討不十分な判決でしかありません。

杉並区は住基ネット「横浜方式」採用の見直しを！

杉並区は、本来、住基ネットは参加したい人だけが参加するという「選択制」が望ましい、としてきました。しかし法律が全員参加を強制しているので、この法律がある限り、国の認めた唯一の方法として「横浜方式」を採用する、と答弁していました。

「横浜方式」は不参加を希望する区民が申

請し、しかも全員参加を前提とした段階的な参加方式であり、「選択制」ではありません。

金沢地裁が「不参加を認めない住基ネットは違憲」という判決をした今、杉並区は「横浜方式」採用に固執せず、あらためて「参加したい人だけが参加する本来の選択制」採用を検討すべきです。